

50—00 P U D T

**破産した会社を被請求人として請求された
審判請求の取扱い**

当事者系審判請求事件において、被請求人に審判請求書の副本が届かない場合で、被請求人の破産の事実が確認されたときは、以下のように取り扱う。

1. 請求人に対し、被請求人に係る清算人選任の手続を促し（会社法 § 478②）、かつ、審判請求書について、当該清算人を被請求人の手続者とする旨の補正をすることを通知する。
2. 請求人から何らの応答がないとき、又は、清算人選任の申立てを行う意思のないことが明らかになったときには、当該審判請求に不備があるものとして、審判長名による補正を命じる（特 § 133①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）。
3. 請求人から補正書の提出がないときは、審判請求書を決定をもって却下する（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）。

（改訂 H27. 2）